



P&I 特別回報

第 13-024 号
2014 年 1 月 29 日

日本船主責任相互保険組合

外航組合員各位

イラン制裁ー追加案内

2014 年 1 月 20 日付特別回報第 13-022 号にて、保険をターゲットにした制裁を含むイランとの一定の取引に関する現行の制裁措置を 6 か月間一時停止することについて米国/EU が発表(及び関係規則/ガイダンスの発行)したことをご案内して以降、国際 P&I グループ(IG)では保険を対象とした制裁措置の一時停止の実施に関して米国/EU の関係当局と協議を続けています。

米国による一時停止措置の実施に関し、6 か月の制裁一時停止期間中に生じた責任であるものの 2014 年 7 月 20 日までに解決されないものについて、6 か月間の一時停止措置の間組合員に保険カバーを提供するクラブが対応することが可能かどうか IG では確認を求めています。この点、米国外国資産管理局(OFAC)は、6 か月の間に生じた責任に対して 2014 年 7 月 20 日以降も保険カバーが可能かどうか現時点では確約できないとしています。

上記より、2014 年 1 月 20 日から 7 月 20 日までの制裁一時停止期間中に生じた責任に関して提起されたクレームに対して、2014 年 7 月 20 日以降(あるいは一時停止期間が延期された場合には延期間終了以降)クラブは対応できない可能性が高いことご留意下さい。これにより保険カバー、特に P&I カバーに対する制裁の一時停止措置の効果は極めて限定的なものとなってしまいます。従いまして、クラブは 2014 年 7 月 20 日以降も効力が継続するような保証状の提供をすることができない可能性が極めて高いことにご留意下さい。また、2014 年 7 月 20 日以降も責任が継続するイラン原油、(EU 理事会規則 2014/42 に規定される)石油、石油製品の運送契約を締結される組合員に対して、クラブはブルーカードを発行することができない可能性がありますのでご注意下さい。

米国/EU の 6 か月間の制裁一時停止により 2014 年 7 月 20 日まで許容される原油、石油、石油化学製品の輸送契約を締結される際には、事前に保険カバーに関してクラブにご相談下さい。なお、IG では本件について米国当局から更なる確認を続けています。

国際 P&I グループの全てのクラブが同様の内容の回報を発行しています。

以上